

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	2-3-7
処分の種類	里親委託、児童養護施設等への入所措置			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第27条第1項第3号			
処分の概要	児童を里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等に入所させること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため。)</p> <p>[参考] 児童福祉法第27条第1項第3号 都道府県は、前条第1項第1号の規定による報告又は少年法第18条第2項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。 (一～二 略) 三 児童を小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させること。</p>			
基準の制定根拠	—			